

令和6年度

奥会津7町村文化施設間連携企画運営業務委託

公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

奥会津7町村文化施設間連携企画運營業務の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定める。

## 2 事業の目的

本業務は、第4期只見川電源流域振興計画に掲げた基本施策「奥会津らしさの整理・継承」に基づく地域づくりを推進するため、奥会津地域（柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町、南会津町、檜枝岐村）全体を施設を持たないエコミュージアムとして位置づけ、地域の生活文化や自然、人々の生き様など、古の時代より継承されてきた地域の宝や新たな文化価値のあるものをこれから100年の未来へと伝え、新しい奥会津の風景を作り関係人口の増加と地域の活性化を図ることを目的とする。

## 3 事業の概要

- (1) 発注者 只見川電源流域振興協議会
- (2) 業務名 奥会津7町村文化施設間連携企画運營業務
- (3) 業務内容 別紙「奥会津7町村文化施設間連携企画運營業務仕様書」を参照
- (4) 予算額 金4,235,000円  
※消費税額及び地方消費税額を含む。
- (5) 履行期限 受注者は、原則として令和7年2月28日までの期間内で、かつプロポーザルに提出された業務工程表の完了時期迄に完成させる。

## 4 公募スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 令和6年3月11日（月）
- (2) 質問書の受付期間 令和6年3月11日（月）～3月15日（金）
- (3) 質問に対する回答 令和6年3月18日（月）※予定
- (4) 参加申込書及び企画提案書の提出 令和6年3月21日（木）17時必着
- (5) 審査結果の通知及び契約締結 令和6年4月1日（月）以降

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 日本国内に本店、支店、営業所などの拠点を有すること。
- (2) 地方税、国税などを滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項のいずれの規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て中又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て中でないこと。
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体などから指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 福島県暴力団排除条例（平成23年条例第51号）第2条に該当する者ではないこと。

## 6 参加申込及び企画提案の方法

本プロポーザルに参加する者は、以下の方法により参加申込などを行うこと。

### (1) 参加申込書などの提出

①提出期限までに以下の書類を持参または郵送（簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。）により提出すること。

なお、様式は当協議会ホームページからダウンロードすること。

ア「参加申込書」 8部（様式1）

イ「会社（団体）概要書」 8部（様式2）

ウ「業務受託実績書」 8部（様式3）

業務受託実績について3件以内を記載し、その実績が確認できる資料（記録誌やその目次など）を1部提出すること。

エ「業務実施体制」 8部（様式4）

契約締結後における業務の実施体制及び業務従事者の情報（予定）について記載すること。

オ「企画提案書」 8部（様式任意）

カ「業務工程表」 8部（様式任意）

ク「参考見積書」 8部（様式任意）

\*イ及びウ並びにエについては、様式に掲げる項目内容が記載された既成資料での提出を可とする。

②企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。

③提出された企画提案書などは、返却しないこととする。

(2) 仕様書に記載されている事項以外で、事業の趣旨や目的に沿うものであって、予算の範囲内であれば加えて提案することは可とする。

### (3) 質問書（様式5）の受付

①本プロポーザルに関する質問は、趣旨を簡潔にまとめ電子メールにより提出すること。

②質問者には、電子メールにより回答を送付する。なお、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

## 7 選定方法

提出された企画提案書等の**書面審査**を行い、委託候補者を選定する。（プレゼンテーションは実施しない。）審査委員会での最も高い評価となった提案者を受託候補者として選定する。

また、提案者が1者の場合は、その内容が審査基準（全委員の平均得点が60点以上）を満たす場合のみ当該提案者を受託候補者として選定する。

(1) 企画提案書等により書面審査を行い、受託候補者の選定を行う。

(2) 審査の結果は、提案者全員に電子メールにより通知する。

(3) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合はその提案及び、審査結果を無効とする。

## 8 審査基準

審査は、概ね以下の点を基準により総合的に審査する。

審査は、100点を満点とし、以下の点を基準により審査する。

(1) 企画提案の趣旨（配点：20点）

①実施要領及び仕様書の意図を理解した提案となっているか。

(2) 内容・構成 (配点：40点)

- ①組織される運営事務局において、奥会津地域の民間人材が主体となっているか。
- ②事業参加者同士の横のつながりが深まる取り組みとなっているか。
- ③地域内外の人々の交流を生み出す取り組みとなっているか。特に、地域内の人々の繋がりを深めるものであるとなお良い。
- ④提案内容が一般的に分かりやすく視覚的に訴求力のある内容か。

(3) 実行予算について (配点：10点)

- ①見積額は予算の範囲内で適切なものとなっているか。

(4) 事業実施体制 (配点：20点)

- ①企画趣旨に基づいた事業実施能力 (スケジュール管理・予算管理) を有しているか。
- ②本業務に類する事業実績が十分有するものか。

(5) その他、自由提案 (配点：10点)

- ①目的に沿っており事業効果を高めるものか。

「別紙 仕様書」に記載のある実施内容や仕様の他に予算の範囲内で出来る取り組みの提案があればなお可。

## 9 契約

(1) 受託者の決定

受託候補者と仕様及びに委託料など詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、受託候補者との協議が整わない場合は、契約の採択に至らない場合がある。

(2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を作成し、当協議会と協議の上、速やかに手続きを進めるものとする。

なお、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更することができる。この場合、委託予算額上限を限度として、受託者と契約内容及び契約額などを調整できるものとする。

## 10 各書類の提出先・問合せ先

担当 只見川電源流域振興協議会 渡部雅広・志田雅史

住所 〒968-0006 福島県大沼郡金山町大字中川字上居平933番地

電話 0241-42-7125

FAX 0241-42-7127

メール [tdrsk@okuaizu.net](mailto:tdrsk@okuaizu.net)